

不明な点はお問い合わせください

## 国保年金課からのお知らせ

### 【国民健康保険料の納入通知を発送】

本年度の国民健康保険料の納入通知書を7月13日に発送する予定です。届くまでには数日掛かる見込みですので、あらかじめご了承ください。届きましたら記載内容を確認し、保険料の賦課内容などについて不明な点があれば、お問い合わせください。

失業による収入減少などを理由とした保険料の減免については、相談に応じていますので、国保年金課においてください。

※異動届け出、被保険者証の発行、再交付手続きなどは国保年金課で行います。問い合わせや相談の対応には、時間が掛かることもありますので、ご了承ください。なお、所得内容の確認は市民税課、分割納付などの手続きは収納課（ともに市役所2階）で行ってください。

▽その他 第1期分からの減免申請は、第1期の納期

限当日（7月31日）が申請期限ですのでご注意ください。

### 【国民健康保険被保険者証が新しくなります】

国民健康保険被保険者証が8月1日から更新されることに伴い、新たな保険証を7月中旬から下旬にかけて、被保険者個人ごとに発送します。

新しい保険証の色は「水色」で、有効期限は一部を除き平成31年7月31日です。

また、70歳以上74歳までの人に交付している高齢受給者証は、今回から新しい保険証と一体になりますので、医療機関への提示は一枚で済みます。

届いた保険証の記載内容に違いがある場合や保険証が届かない場合は、国保年金課か岩木・相馬総合支所民生課、各出張所にご連絡ください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（☎40・7045）

全額免除、納付猶予に承認された人で、平成30年7月以降も同じ免除区分で継続申請した人は、あらためて手続きを行う必要はありません。ただし、住所が異なる配偶者（夫または妻）については、申し出が必要です。お問い合わせください。

また、失業や天災等を理由として全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。

※いずれの申請をする場合も、個人住民税（市民税・県民税）の申告が必要です。

### 【後納制度が終了します！】

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係（☎40・7048）、岩木総合支所民生課（☎82・1628）、相馬総合支所民生課（☎84・2111）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27・1339）

## 国民年金 保険料の 免除・猶予



経済的な理由などで保険料の納付が困難な人には、申請によって免除または猶予される制度があります。

### 【多段階免除・納付猶予申請】

平成30年度分（7月～平成31年6月分）の保険料について、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、納付猶予の申請を受け付けします。

▽申請受付 7月2日から

※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって、免除などの申請もできます。

▽申請場所 国保年金課（市役所1階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

※市民税課前分室、城東分室では受け付けできません。

▽申請に必要なもの 年金手帳かマイナンバーを確認できる書類／本人確認できる書類／失業を理由とする場合は離職票か雇用保険受給資格者証等／代理申請する場合は委任者の印鑑（スタンプ印不可）および委任状

### 【継続免除申請】

平成29年7月から平成30年6月までの保険料が

保険料の減免に該当する人は申請を

## 私たちの介護保険制度

### 【①65歳からは介護保険料の納付を】

当市では、65歳になる月に介護保険被保険者証を、翌月には介護保険料納入通知書を送付します（誕生日が4月2日～7月1日の人には、7月に納入通知書を送付します）。介護保険料は、半年から1年程度は納付書で納め（普通徴収）、その後は年金からの天引き（特別徴収）になります。ただし、年金額が年額18万円未満の人は、納付書で納めます（口座振替も利用できます〈第1期～第8期以外の納期限の分を除く〉）。

### 【②平成30年度介護保険料の決定通知書を送付】

本年度分の介護保険料の決定通知書を7月13日に送付します。特別徴収（年金からの天引き）の人には「介護保険料特別徴収額決定通知書」（はがき）が、普通徴収（納付書で納める、または口座振替）の人には「介護保険料納入通知書」が届きますので、内容を確認し、不明な点は問い合わせを。なお、普通徴収の納付は、コンビニエンスストアではできませんのでご注意ください。

### 【③低所得者の保険料を減免】

希望する人は申請が必要ですので、毎年忘れずに申請を。なお、減免基準額の詳細は問い合わせを。

▽受付開始 7月17日から（土・日曜日、祝日を除く）

▽受付場所 介護福祉課（市役所1階）

▽申請に必要なもの 介護保険料決定通知書か納入通知書／印鑑（スタンプ印不可）／申請者と同一世帯全員の収入のわかるもの、預貯金通帳／平成29年と30年の年金（老齢、退職、遺族、障害など）や恩給の振込通知書／家賃の支払いのある人は、金額の分かる契約書・領収書など

### 【④失業などでも保険料を減免】

介護保険制度では、震災（東日本大震災により被災し当市に転入した避難指示等対象被保険者を含む）・風水害・火災などの災害以外にも、65歳以上の介護保険被保険者がいる世帯で、主に生計を維持していた人が今年1月以降に会社の都合により失業したときや、事業や業務の休廃業により収入が著しく減少したときなどは、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

減免を受けるためには申請が必要ですので、失業などを証明できる書類（雇用保険受給者証など）を持参

の上、ご相談ください。

※減免は申請日以降に納期限の日（特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算）が到来する保険料が対象となりますので、早めに手続きをしてください。

### 【⑤介護保険負担割合証の更新】

負担割合証が8月1日から更新されます。要介護・要支援の認定を受けている人と総合事業の対象となっている人に対して、7月下旬に発送する予定ですので、届き次第、記載内容を確認してください。

介護保険のサービスを利用する際には、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所などに提示する必要があります。

なお、現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課か岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断の上、破棄してください。

### 【⑥負担割合の見直しについて】

介護保険制度の改正の一部として、2割負担の人のうち、特に所得が高い人について、8月1日以降は3割負担となります。また、保険料を滞納したことで給付額減額の対象となった人のうち、元の負担割合が3割であった場合は、給付額減額対象期間中は4割負担となります。詳しくは問い合わせを。

### 【⑦在宅ねたきり高齢者の寝具丸洗いサービス】

自宅で生活をしているおおむね65歳以上のねたきりの人を対象に、寝具の丸洗いを無料で実施します。

▽内容 掛布団、敷布団、毛布または丹前のいずれか合計

3枚までを専門業者が回収し、丸洗い・乾燥・殺菌消毒をした後、自宅へ返却します（約1週間）。

▽実施期間 9月上旬～10月末

※回収日・返却日については、申し込み受け付け後、利用決定通知で個別にお知らせします。

▽申込先 8月6日までに、各地域の民生委員または介護福祉課か岩木・相馬総合支所民生課窓口へ

■問い合わせ先 介護福祉課（①～④…☎40・7049、⑤・⑥…☎40・7071、⑦…☎40・7114）

